# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、平成29年1月13日付けで行った請求人の子である〇〇さん(以下「本件児童」という。)に係る児童福祉法(以下「法」という。)27条1項3号の規定に基づく児童福祉施設への入所措置決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不 当であると主張しているものと解される。

- (1) 措置理由が「引き続き調査が必要なため」であることは違法である。
- (2) 本件承諾書への署名を求めた時点での処分庁職員による措置 の必要性についての説明(①乳児院に移動する場合は措置にし なければならないが、一時保護同様の扱いである、②両親が措

置に承諾せず一時保護委託となった場合には、子どもに十分なお金が出せないという、子どもに不利益があるような説明)が虚偽であったのであるから、本件処分は違法であり、無効である。

(3) 本件処分に伴い発生した児童福祉施設措置費の請求の取消しを求める。

# 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年8月29日	諮問
平成29年9月29日	審議(第13回第3部会)
平成29年10月20日	審議(第14回第3部会)

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

- 1 審査請求をする法律上の利益の有無 (本件審査請求の適法性) について
  - (1) 行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、 請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すな わち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利 益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要 であると解されている(最高裁判所第三小法廷昭和53年3月

14日判決(最高裁判所民事判例集32巻2号211頁)参照)。

そして、審査請求を適法になし得る者は、行政事件訴訟法9 条に定める取消訴訟の原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解されているところ(宇賀克也著「行政法概説Ⅱ行政 救済法[第5版]」44頁参照)、行政事件訴訟法9条1項は、 取消訴訟は、「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律 上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他 の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消 しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限 り、提起することができる。」と定めている。

そうすると、行政不服審査法においても、審査請求を適法になし得る法律上の利益を有する者の中には、処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含むと解するのが相当である。

- (2)ア これを本件についてみると、処分庁は、平成29年4月26日付けの措置停止決定処分を経た上で、同年5月24日付けの措置変更決定処分により、本件処分を解除したことが認められる。すなわち、請求人が取消しを求める本件処分は、上記解除により、取消裁決があった場合に除去されるべき法的効果が既に消滅している。
  - イ 他方で、請求人は、「本件処分に伴い発生した児童福祉施設措置費の請求の取消し」を理由に、本件処分の取消しを求めていることが認められる(第3・(3))。

確かに、上記「児童福祉施設措置費の請求」の根拠となる 法56条2項は、都道府県知事は、法27条1項3号の規定 により児童福祉施設に入所させた児童又はその扶養義務者 (以下「扶養義務者等」という。)から、その負担能力に応じ、当該入所に要する費用(以下「入所費用」という。)の 全部又は一部を徴することができる旨規定しており、扶養義 務者等が入所費用の徴収を受け得ることは、法律上の不利益 に当たるといえる。

そして、法27条1項3号に基づく児童福祉施設への入所 措置決定が取り消された場合には、扶養義務者等に入所費用 を負担させる根拠を欠くこととなり、扶養義務者等は入所費 用の徴収を受ける余地がなくなるものと解される。

そうすると、上記入所措置決定を受けた者は、当該処分が 取り消されない限り、入所費用の徴収を受け得る地位に置か れており、少なくとも、請求人のように、このことについて 触れている場合には、かかる法律上の不利益を免れるため、 入所措置決定の取消しを求める利益が存する。

ウ 以上のことからすると、請求人が本件処分の取消しを求める利益は、本件処分が解除された後においても、なお失われていないということができ、本件審査請求は適法であると判断される。

#### 2 本件処分の適法性について

### (1) 法令等の定め

ア 児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという認識の下に(1条)、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めた上(3条)、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県が設置する児童相談所等に通告しなければならない旨を定めている(6条1項)。そして、上記通告(6条1項)は、法25条1項

の規定による通告とみなして、同法の規定を適用するものと されている(6条2項)。

児童虐待防止法2条は、「児童虐待」として、保護者がその監護する児童について行う、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」を1号に掲げ、「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。)によれば、同1号の行為は「身体的虐待」と定義され、「打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為」、「投げ落とす、激しく揺さぶる、(略)などの行為」などがこれに該当するとされている(第1章・1・(2))。

イ 法26条1項は、児童相談所長が、法25条1項による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1号に、次条(法27条)の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。

法27条1項は、上記報告(法26条1項1号)のあった 児童について、都道府県は、各号のいずれかの措置を採らな ければならないものとし、3号に、児童を乳児院に入所させ ることを掲げている。さらに、法27条4項は、同条1項3 号の措置は、児童に親権を行う者があるときは、その親権を 行う者の意に反して、これを採ることができない旨を定めて いる。

なお、東京都知事は、法27条1項の措置を採る権限を各

児童相談所の長に委任している(法32条1項、地方自治法 153条2項、児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則 第169号)1条1項1号)。

- ウ また、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。)によれば、「法第27条第4項の『親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない』とは、これらの者が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味」であり(第4章・第5節・1・(3))、「施設入所措置等について、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、(略)都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない」(同(6))とされている。
- (2) これを本件についてみると、処分庁は、○○から、本件児童に対する児童虐待防止法6条1項の規定に基づく通告を受理し、①本件児童は生後8か月の乳児であること、②CT検査等の結果、本件児童に硬膜下血腫及び両眼眼底出血が認められること、③本件児童に外傷がないこと、④本件児童は平成28年7月にも、ソファから落ちたとのことで硬膜下血腫を発症した経緯があること、⑤請求人が本件児童をおんぶしている時にジャンプしたことがあることを把握していたことが認められる。

そして、上記本件児童の状態等からは、請求人によって、本件児童に対し、身体的虐待があったと疑わざるを得ない状況にあったといわざるを得ない。

そうすると、処分庁が、本件児童について、法33条の規定に基づく一時保護を行った後、両親の同意を得た上で、児童相談所の指導の下、本件児童を両親から隔離することは当面継続

しつつ、両親の本件児童に対する監護養育態勢の状況を確認するために乳児院への入所の必要性があると判断したこと(本件処分)について、不合理な点は認められず、「引き続き調査が必要なため」という措置理由に違法性があるとは考えられない。

なお、両親は、本件児童が乳児院に入所中、入所措置に係る同意について、気持ちが揺らぐことはあったものの、処分庁の一連の支援や指示に従っており、これら処分庁職員と両親との対応からは、本件処分が明らかに両親の意思に反して行われていたものと認めることはできない。

したがって、本件処分は、上記(1)の法令等の定めに基づきな されたものというべきであって、違法又は不当な点を認めるこ とはできない。

(3) ところで、請求人は、本件承諾書への署名を求めた時点での 処分庁職員による措置の必要性についての説明が虚偽であり、 本件処分は違法・無効である旨主張する。

しかしながら、児童相談所は、本件児童を両親に帰して同人らに監護させることは、当面不適当であると判断しつつも、児童相談所の指導の下で、両親の本件児童に対する監護養育態勢の状況を確認しながら、本件児童を両親の監護下に戻す方針で、本件処分(乳児院への入所)を行ったことが窺える。

そして、この方針は、本件処分の解除に至るまで一貫しており、本件児童に係る指導経過記録票の内容及び請求人が提出した音声データ(平成29年1月4日及び同年2月28日の面接内容の一部)の内容からも確認することができる。

そうすると、乳児院への入所の必要性について説明した際の 処分庁職員の発言には、処分庁自らが認めるように、一部誤解 を生じかねない点があったことは否めないものの、同時に、 「それで差別ということはないと思う」と述べ、児童に不利益 がない旨も伝えており、全体としては本件処分を取り消さなければならないほどの違法又は不当があるとまでは認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成